

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルを飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 告示第2号に、飼料添加物として2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルを追加する^{*1}。
- ② 省令別表第1の1の(2)に2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの対象家畜を規定する^{*2}。
- ③ 省令別表第2の7の(2)及び(4)に、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの定量法等に用いる試薬について規定する。
- ④ 省令別表第2の8の(61)に、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの成分規格等を規定する。
- ⑤ 飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）備考3第2章2^{*3}について、省令別表第2の8の項ズレにあわせて改正する。

※1 告示の各号は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条において定める各用途に対応しているところ、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステルの用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給に該当することから、告示第2号に追加する。

〔※2 規定順は制定順による。〕

〔※3 飼料の公定規格備考3第2章2は、配合飼料の非フィチン態りんの成分量について計算式等を定めており、同項の表においては、計算式に登場する変数 aP の算出方法を規定している。〕

4 施行期日
公布の日

5 パブリックコメントの実施期間
令和6年10月3日～11月1日